



この度の東日本大震災における被災地域の皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

## 【厚生年金基金】

### 東日本大震災に対処するための特例措置(企業年金関係)

#### 規約変更手続きについて

平成23年5月11日付企国課長通知『[東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴う厚生年金基金の標準給与の月額改定及び掛金等の免除の特例の事務処理等について](#)』（年企発 0511 第1号）の発出に伴い、厚生年金基金において標準給与の月額の改定及び掛金又は徴収金の免除を行う場合には、規約変更等を行う必要が生じました。本通知については [5月16日の PENSION NEWS](#) においてご案内のとおりですが、本資料では、本通知に関する内容、及び新たに厚生労働省宛確認した事項（規約変更手続き等）をご案内いたします。

#### 1. 概要

##### (1) 標準給与の月額改定及び免除保険料相当額の掛金又は徴収金の免除について

法令等の公布により、厚生年金保険において以下の特例的扱いが示され、それに伴い、厚生年金基金においても同様の取扱いが示されております。

- ・ 標準報酬月額改定の特例（平成23年3月1日より施行）  
平成24年2月までの間、特定被災区域における事業所の厚生年金保険の標準報酬額について、賃金に著しい変動が生じた月からの改定ができること。
- ・ 保険料の免除の特例（平成23年3月1日より施行）  
平成24年2月までの間、特定被災区域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賃金の支払に著しい支障が生じている場合、厚生年金保険料の免除ができること。

⇒これに伴い、厚生年金基金においても、上記特例により厚生年金保険料を免除された事業所における免除保険料相当額を免除できることとなります。

この場合において、当該免除された保険料は最低責任準備金の「転がし計算」には反映しないとする手当が併せて行われました。

##### (2) 免除保険料相当額を超える部分の掛金又は徴収金の免除について

上記(1)により免除保険料相当額を免除している事業所については、厚生年金基金の掛金又は徴収金のうち、免除保険料相当額を超える部分（免除保険料率を超える部分の掛金（基本部分及び加算部分の標準掛金及び特別掛金、特例掛金、事務費掛金）又は徴収金）についても免除することが可能である旨、信託協会より厚生労働省宛確認しております。

なお、免除保険料相当額を超える部分の免除につきましては、年金財政上、不足の要因となることにご留意ください。

## 2. 規約変更の手続き

「厚生年金基金の標準給与の月額改定」及び「掛金又は徴収金の免除」を行う場合、基金規約の変更が必要となります。

規約変更にあたり必要となる手続きは、免除保険料相当額を超える部分の掛金又は徴収金を免除するか否かにより下表のとおり異なることになります。

なお、免除保険料相当額を超える部分の掛金又は徴収金を免除する場合(下表ケースB)の一部変更規約例につきましては、現在厚生労働省宛確認中です。確認出来次第改めてご案内いたします。

	掛金又は徴収金の免除の範囲	基金の手続	行政手続	必要書類
ケースA	免除保険料相当額のみ免除する	理事長専決で可	届出	規約変更届出書 一部変更規約* 規約変更理由書 理事長専決理由書
ケースB	免除保険料相当額及び免除保険料相当額を超える部分を免除する	代議員会の議決	認可申請	規約変更認可申請書 一部変更規約 規約変更理由書 年金数理に関する確認書類 代議員会議事録

### 【ケースAに関する申請書式例】

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/shinseisyoshiki0606.pdf>

\*. 規約変更例等につきましては、標準給与の月額改定もあわせて行う前提としております。

以上